

2022 再計発第 8 号

2022 年 4 月 15 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和3年5月21日付け原規規発第21052110号をもって認可を受けた再処理事業所廃棄物管理施設保安規定（以下「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 廃棄物管理施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

以下に示すとおり、品質・保安会議に係る事項の変更等について反映する。

(1) 品質・保安会議に係る事項の変更

a. 品質・保安会議議長の変更

役員の業務分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を副社長（安全担当）から安全・品質本部長に変更するため、保安規定第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

b. 廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者の明確化

廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育の実施責任者を品質・保安会議から安全・品質本部長に変更し、明確化するため、保安規定第5条（職務）及び保安規定第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等）の変更を行う。

(2) 記載の適正化

誤記修正その他の記載の適正化を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。

以 上

廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 1 / 3 ）

現 行					変更後					変更理由
(品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (略) 表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係					(品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (略) 表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係					・ 誤記修正
品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条～第3条、第10条の3～第23条、 <u>第25条</u> 、第28条の2～第45条の2、第57条	7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条～第3条、第10条の3～第23条、第28条の2～第45条の2、第57条	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(以下、略)					(以下、略)					
(職 務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。） <u>及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</u>					(職 務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。） <u>品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育</u> を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。					・ 役員等への安全に係る教育の実施責任者を明確化
(以下、略)					(以下、略)					

## 廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 2 / 3 ）

現 行	変更後	変更理由
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>副社長(安全担当)</u>を議長とし、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ会議の開催が困難な場合は、<u>安全・品質本部長</u>、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>6 品質・保安会議は、廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</u></p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員業務分担見直しに伴い、品質・保安会議の議長を変更</li> <li>・ 第5条第2項の役員等への安全に関する教育の実施責任者の明確化に伴い削除</li> </ul>
	<p>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</p>	

## 廃棄物管理施設保安規定新旧対照表（ 3 / 3 ）

現 行	変更後	変更理由
別表 13 放射線業務従事者 <u>に係る</u> 線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係） （以下、略）	別表 13 放射線業務従事者 <u>の</u> 線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係） （以下、略）	・記載の適正化
別表 14 放射線業務従事者 <u>に係る</u> 線量限度（第 38 条関係） （以下、略）	別表 14 放射線業務従事者 <u>の</u> 線量限度（第 38 条関係） （以下、略）	・記載の適正化
別表 14 の 2 緊急作業期間中 <u>の</u> 緊急作業従事者 <u>に係る</u> 線量限度（第 38 条関係） （以下、略）	別表 14 の 2 緊急作業期間中 <u>における</u> 緊急作業従事者 <u>の</u> 線量限度（第 38 条関係） （以下、略）	・記載の適正化
別表 14 の 3 緊急作業期間中 <u>の</u> 緊急作業従事者 <u>に係る</u> 線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係） （以下、略）	別表 14 の 3 緊急作業期間中 <u>における</u> 緊急作業従事者 <u>の</u> 線量の評価項目及び頻度（第 38 条関係） （以下、略）	・記載の適正化
<p>添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 （第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連）</p> <p>1 火災 （略）</p> <p>1. 2 教育訓練の実施</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（<u>「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。</u>）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備）</p> <p>(d) 消火設備</p> <p>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(f) 火災影響評価</p> <p>（以下、略）</p>	<p>添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準 （第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連）</p> <p>1 火災 （略）</p> <p>1. 2 教育訓練の実施</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（安重機能を有する機器等<u>並びに</u>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち安重機能を有する機器等を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備）</p> <p>(d) 消火設備</p> <p>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(f) 火災影響評価</p> <p>（以下、略）</p>	・記載の適正化
<p>添付 2 長期施設管理方針 （第 28 条関連）</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 （始期：2015 年 <u>5</u> 月 24 日、適用期間：10 年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理項目はなし</p>	<p>添付 2 長期施設管理方針 （第 28 条関連）</p> <p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針 （始期：2015 年 <u>4</u> 月 24 日、適用期間：10 年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき施設管理項目はなし</p>	・誤記修正